

# 子供強制引き渡し年120件

## 最高裁「動産」扱い 現場混乱

### 「親権争い」裁判所執行

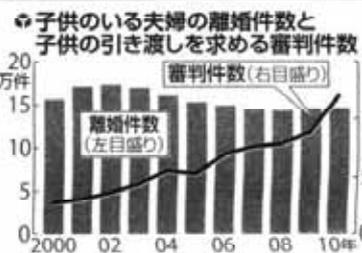
離婚した夫婦間で子供を巡る紛争が急増し、家裁の審判などに基づいて、裁判所の執行官が子供を一方の親に引き渡す「直接強制制」が、2010年に全国で120件行われていたことが最高裁による初の調査で明らかになった。子供を車などと同じ「動産」とみなす直接強制は違法とする裁判例もあり、約10年前まではほとんど行われていなかった。執行に関する明確なルールがなく現場では混乱も生じており、最高裁は執行の運用改善に向けた検討を進める方針だ。

△子供の心に傷33面▽

子供のいる夫婦の離婚は、約10年前までは、10年間に1203件と、10年前の4・5倍に増加した。この数年横ばいだが、少子化などを背景に、親権を主張し子供の引き渡しを求め

直接強制 裁判所の判決に債務者が従わない場合などに、国が強制的に債権者の権利を実現する強制執行の一種。裁判所の執行官が債権者からの申し立てを受け、債務者の動産や不動産を引き渡すことがこれに当たる。債務者が判決などに従うまで、金銭の支払いを命じる間接強制もある。約10年前まで、子供の引き渡しは間接強制で行ったことが原則だった。

裁判所が子供の引き渡しを命じた結果、全国の地裁でも相手方が応じない場合など、地裁の執行官が民事執行法に基づき、親らの申し立てを受けて行う。最高裁が10年の執行の実態を調査した結果、全国の地裁で計120件の直接強制が実施され、このうち58件(48%)で子供が引き渡されてきた。残りは、相手側が執行を拒否して引き渡しが行



◆子供のいる夫婦の離婚件数と子供の引き渡しを求める審判件数

1994年、「物と幼児は同一視できない」として直接強制は違法とする決定を出している。だが、近年、「動産の引き渡しに準じて直接強制も可能」とする解釈が現場の執行官や裁判官の間で有力になり、直接強制の運用が広がったとみられる。ただ、執行が可能な子供の年齢や適切な時間、場所を定めたルールはなく、保身隊の昼休みに執行が行われ執行官と父親がもみあうなど、子供への影響が懸念されるケースも出ている。

あるベテラン裁判官は「今のやり方が本当に子供の福祉にかなうものなのか検証する必要がある」と話す。裁判所内では、直接強制を行う際に配慮すべき点をまとめた指針作りや、執行官の権限や執行のルールを明確に定めた新たな立法が必要との意見も出ている。

# 保育園で子供奪い合い

## 強制引き渡し

### 心に残る傷心配

### 不当行為防止「必要」の声も

裁判所の執行官によって、子供を離婚した一方の親へ引き渡す「直接強制」が、3日に一度の割合で実施されていることが、最高裁の調査で初めて判明した。子供の心を傷つけないケースも各地で起きている。(本文記事1面)

「子供を物扱いするやり方は絶対に許せない」。関西に住む40歳の男性は、そう振り返る。

元妻と離婚協議中だった2009年、裁判所から、5歳の長女と小学校低学年の長男の引き渡しを命じられた。前年に、元妻に無断で子供たちを家から連れ

れ出して別居したことが「連れ去り行為」と認定された。

命令に従い、元妻に引き渡した翌日の夜、子供たちはパジャマ姿で戻ってきた。パパと一緒にいた。長男からそう言われ、裁判所に引き渡しの執行停止を求めた。半月後、100万円を供託すれば停止できると連絡があった。

ところが翌日、供託の前、長女を保育園に連れて行くこと、3人の執行官が

待ち構えていた。引き渡し命令に基づく執行だった。「裁判所から執行停止の文書をもらってくるので待つて下さい」と懇願したが、認められなかった。長女を抱きかかえて逃げようとしたが、執行官に制止され、かなわなかった。同じ頃、長男の小学校でも執行が行われ、2人も東日本にある元妻の実家に車で連れて行かれた。

「嫌がる子供を無理やり連れ去られ、血が逆流する思いだった」と男性は話す。

「七五三のお祝いの食事を会してあげたいので、会わせてほしい」。関東に住む女性は03年11月、元夫の

父親からそう頼まれた。離婚調停中だったが、子供のためと思い、6歳と4歳の姉妹を送り出した。だが、食事は誘い出す口実で、子供たちは関西の義父宅に連れて行かれた。女性は2人を取り戻したいと弁護士に依頼し、裁判所の引き渡し命令を得て直接強制を申し立てた。

04年3月、面会の約束をしていた公園に、執行官と出向いた。女性は駆け寄ってきた長女を抱きしめたが、義母の叫び声にひるんで手を離すと、2人は義父母のもとに戻り、再び連れて行かれてしまった。女性に付き添った弁護士は、「一方の親が不当な手段で子を連れ去る行為を放置しないためにも、直接強制は残すべきだ」と語る。

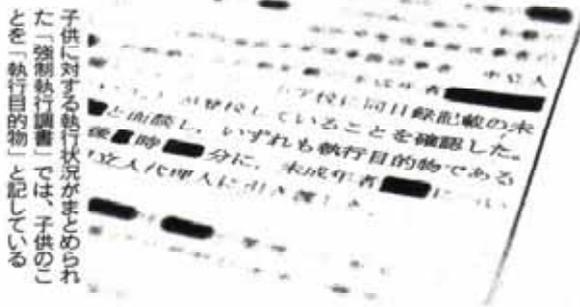
05年以降、10件以上の子供の引き渡しを経験した東京地裁の元執行官の男性(66)は「執行官が子供のトラウマにならないか心配だ」と言う。

母親に5歳の娘を引き渡した際、娘を抱いた母親をタクシーに乗せようとしたところ、父親がボンネット

に覆いかぶさって騒然となり、警察官が駆けつける事態になった。父方の祖父母の家で暮らしていた7歳の男児を母親に引き渡そうとしたケースでは、執行に気づいた祖母が「人さらい」と叫び、男児を抱いて近くの建物に立て籠もってしまった。

元執行官は「感情のある子供を物扱いすることに無理がある。どうい場合執行が認められるか法律に明記してほしい」と話す。

執行が行われることもあ(家族法)の話「子供の引き渡しを命じた裁判所の判断に実効性を持たせる最後の手段として、直接強制は残す必要がある。しかし、執行のルールが明確でないため、現場では、子供や親の心に深い傷を残すような



子供に対する執行状況がまとめられた「強制執行調書」では、子供のことを「執行目的物」と記している

### 執行のルール不明確

執行が行われることもあ(家族法)の話「子供の引き渡しを命じた裁判所の判断に実効性を持たせる最後の手段として、直接強制は残す必要がある。しかし、執行のルールが明確でないため、現場では、子供や親の心に深い傷を残すような

執行が行われることもあ(家族法)の話「子供の引き渡しを命じた裁判所の判断に実効性を持たせる最後の手段として、直接強制は残す必要がある。しかし、執行のルールが明確でないため、現場では、子供や親の心に深い傷を残すような

執行が行われることもあ(家族法)の話「子供の引き渡しを命じた裁判所の判断に実効性を持たせる最後の手段として、直接強制は残す必要がある。しかし、執行のルールが明確でないため、現場では、子供や親の心に深い傷を残すような